

67	252,700	284,300	325,500	352,600
68	254,100	285,800	326,800	353,800
69 ～ 169	略	略	略	略
略				
備考 略				

67	252,400	284,300	325,500	352,600
68	253,900	285,800	326,800	353,800
69 ～ 169	略	略	略	略
略				
備考 略				

<p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条 第八条 略</p>	<p>改正後</p>	<p>第一条(佐賀県職員給与条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <p>(勤勉手当) 第十七条の四 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五(特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五)を乗じて得た額の総額</p>
	<p>改正前</p>	<p>(勤勉手当) 第十七条の四 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十七・五(特定幹部職員にあつては、百分の九十二・五)を乗じて得た額の総額</p>

旧対照表

第三条(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

<p>例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」とする。</p>	<p>例第二条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>
<p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>	<p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十条第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第七条の規定」と、学校職員給与条例第十八条の二第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>

<p>3、6 略</p> <table border="1" data-bbox="231 1232 375 1601"> <tr> <td>号</td> <td>給</td> <td>給料月額(円)</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td></td> <td>三三〇、〇〇〇</td> </tr> </table> <p>第五條 略 2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p>	号	給	給料月額(円)	一		三三〇、〇〇〇	<p>改正後</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第五條 略 2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p>	<p>改正前</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第五條 略 2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p>
号	給	給料月額(円)						
一		三三〇、〇〇〇						
<p>3、6 略</p> <table border="1" data-bbox="231 1680 375 2049"> <tr> <td>号</td> <td>給</td> <td>給料月額(円)</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td></td> <td>三三九、〇〇〇</td> </tr> </table> <p>第五條 略 2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p>	号	給	給料月額(円)	一		三三九、〇〇〇	<p>改正後</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第五條 略 2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p>	<p>改正前</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第五條 略 2 第二号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p>
号	給	給料月額(円)						
一		三三九、〇〇〇						

除く。)に対する県職員給与条例第十七(条の四第二項第一号及び学校職員給与条例第二十一(条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十七・五」とする。

第四条(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

第八条の二 第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員を除く。)に対する県職員給与条例第十七(条の四第二項第一号及び学校職員給与条例第二十一(条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十五」とする。

第五条(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

(佐賀県職員給与条例の適用除外)

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の第二項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の第二項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」とする。

(佐賀県職員給与条例の適用除外)

第六条 略

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第二条の第二項、第十六条の三第一項及び第十七条第二項の規定の適用については、県職員給与条例第二条の第二項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。第五条の規定」と、県職員給与条例第十六条の三第一項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。)」と、県職員給与条例第十七条第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とする。

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第六十号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和四十一年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条第一項中「保健師」を「保健師その他の職員」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十五条第一項中「勤務し」を「勤務する獣医師その他人事委員会規則で定める職員が」に、「に従事した獣医師その他人事委員会規則で定める職員」を「のうち、直接獣畜に接して行う業務又は検査の業務に従事した場合」に改め、同条第二項中「勤務一月につき一万七千六百円」を「業務に従事した日一日につき八百五十円(獣医師が牛海綿状脳症の検査に伴う延髄の採取業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、当該額に七百円以内の額を加算した額)」に改める。

第三十二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十七号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前項第四号から第十一号まで」を「前項第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前項第十二号」を「前項第十号」に、「二千五百円」を「三千二百円」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前項第十三号及び第十四号」を「前項第十一号及び第十二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前項第十五号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「前項第十六号及び第十七号」を「前項第十四号及び第十五号」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「前項第六号」を「前項第五号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)

<p>第二十一条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十七 二十四 略</p> <p>(結核患者家庭訪問手当)</p> <p>第十条 結核患者家庭訪問手当は、保健所等に勤務する保健師その他の職員が結核患者の家庭を訪問し、指導の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第二十三条 削除</p> <p>(家畜保健衛生業務手当)</p> <p>第二十五条 家畜保健衛生業務手当は、家畜保健衛生所に勤務する獣医師その他人事委員が規則で定める職員が、家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第三条に規定する業務のうち、直接獣畜に接して行う業務又は検査の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき八百五十円(獣医師が牛海綿状脳症の検査に伴う延髄の採取業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、当該額に七百円以内の額を加算した</p>	<p>第二十一条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 十六 略</p> <p>十七 植物防疫業務手当</p> <p>十八 二十五 略</p> <p>(結核患者家庭訪問手当)</p> <p>第十条 結核患者家庭訪問手当は、保健所等に勤務する保健師が結核患者の家庭を訪問し、指導の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(植物防疫業務手当)</p> <p>第二十三条 植物防疫業務手当は、農業技術防除センターに勤務する職員で植物の検疫又は畜害虫の発生予察の業務に従事したものに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務一月につき一万六千円を超えてはならない。</p> <p>(家畜保健衛生業務手当)</p> <p>第二十五条 家畜保健衛生業務手当は、家畜保健衛生所に勤務し、家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第三条に規定する業務に従事した獣医師その他人事委員会規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務一月につき一万七千六百円を超えてはならない。</p>	<p>額)を超えてはならない。</p> <p>(警務作業手当)</p> <p>第三十二条 警務作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 六 略</p> <p>七 十五 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項第一号から第九号までの作業 作業一日につき千六百四十円</p> <p>二 前項第十号の作業 一体につき三千二百円</p> <p>三 前項第十一号及び第十二号の作業 勤務一回につき千二百四十円</p> <p>四 前項第十三号の作業 一件又は作業一日につき四千六百円</p> <p>五 前項第十四号及び第十五号の作業 一時間につき五千七百円</p> <p>3 前項第五号の規定にかかわらず、航空機搭乗作業に係る警務作業手当の一月の総額は、同号に掲げる額に八十を乗じて得た額を超えてはならない。</p>
<p>額)を超えてはならない。</p> <p>(警務作業手当)</p> <p>第三十二条 警務作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 航空機整備作業</p> <p>四 七 略</p> <p>八 運転免許技能試験作業</p> <p>九 十七 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項第一号から第三号までの作業 作業一月につき二万四千六百円</p> <p>二 前項第四号から第十一号までの作業 作業一日につき千六百四十円</p> <p>三 前項第十二号の作業 一体につき二千五百円</p> <p>四 前項第十三号及び第十四号の作業 勤務一回につき千二百四十円</p> <p>五 前項第十五号の作業 一件又は作業一日につき四千六百円</p> <p>六 前項第十六号及び第十七号の作業 一時間につき五千七百円</p> <p>3 前項第六号の規定にかかわらず、航空機搭乗作業に係る警務作業手当の一月の総額は、同号に掲げる額に八十を乗じて得た額を超えてはならない。</p>	<p>額)を超えてはならない。</p> <p>(警務作業手当)</p> <p>第三十二条 警務作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 航空機整備作業</p> <p>四 七 略</p> <p>八 運転免許技能試験作業</p> <p>九 十七 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項第一号から第三号までの作業 作業一月につき二万四千六百円</p> <p>二 前項第四号から第十一号までの作業 作業一日につき千六百四十円</p> <p>三 前項第十二号の作業 一体につき二千五百円</p> <p>四 前項第十三号及び第十四号の作業 勤務一回につき千二百四十円</p> <p>五 前項第十五号の作業 一件又は作業一日につき四千六百円</p> <p>六 前項第十六号及び第十七号の作業 一時間につき五千七百円</p> <p>3 前項第六号の規定にかかわらず、航空機搭乗作業に係る警務作業手当の一月の総額は、同号に掲げる額に八十を乗じて得た額を超えてはならない。</p>	<p>額)を超えてはならない。</p> <p>(警務作業手当)</p> <p>第三十二条 警務作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 航空機整備作業</p> <p>四 七 略</p> <p>八 運転免許技能試験作業</p> <p>九 十七 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項第一号から第三号までの作業 作業一月につき二万四千六百円</p> <p>二 前項第四号から第十一号までの作業 作業一日につき千六百四十円</p> <p>三 前項第十二号の作業 一体につき二千五百円</p> <p>四 前項第十三号及び第十四号の作業 勤務一回につき千二百四十円</p> <p>五 前項第十五号の作業 一件又は作業一日につき四千六百円</p> <p>六 前項第十六号及び第十七号の作業 一時間につき五千七百円</p> <p>3 前項第六号の規定にかかわらず、航空機搭乗作業に係る警務作業手当の一月の総額は、同号に掲げる額に八十を乗じて得た額を超えてはならない。</p>

佐賀県森林環境税条例をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第六十一号

佐賀県森林環境税条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県、市町及び県民の協働により取り組む森林環境の保全に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十五条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十一条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額を加算した額とする。

法人等の区分	加算額
一 地方税法第二十三条第一項第四号の五に規定する 資本金等の額(次号から第四号までにおいて「資本金等の額」という。)が五十億円を超える法人(保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しな	年額 四万円

いもの及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。

二 資本金等の額が十億円を超え五十億円以下である法人
年額 二万七千円

三 資本金等の額が一億円を超え十億円以下である法人
年額 六千五百円

四 資本金等の額が千万円を超え一億円以下である法人
年額 二千五百円

五 前各号に掲げる法人以外の法人等
年額 千円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「佐賀県森林環境税条例(平成十九年佐賀県条例第六十一号)第三条第一項」とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第六十二号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十八条の二第四項第二号」を「第百四条第四項第二号」に改める。

(佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正)

第二条 佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年佐賀県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第七十八号各号」を「第二十三号各号」に改める。

(佐賀県立総合看護学院条例の一部改正)

第三条 佐賀県立総合看護学院条例(昭和四十二年佐賀県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

(佐賀県獣医師修学資金貸与条例の一部改正)

第四条 佐賀県獣医師修学資金貸与条例(平成五年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六十九条の二」を「第百八条」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第五条 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に改め、同項第三号中「第八十三条」を「第百三十四条」に改める。

(佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第六条 佐賀県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年佐賀県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第五十二条」を「第八十三条」に、「第五十七条」を「第九十一条」に、「第六十二条」を「第九十七条」に改め、同項第二号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第百四条第四項第二号」に改める。

(地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部改正)

第七条 地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例(昭和二十三年佐賀県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二号中「第四章」を「第六章」に改め、又は同法第九十八条第一項の規定による中等学校」を削る。

(佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部改正)

第八条 佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例(昭和四十九年佐賀県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四十五号第三項」を「第五十四号第三項」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号中「第八十二条の二」を「第百二十四条」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)	(定義)
第二条 略	第二条 略	第二条 略
2 この条例において「留学」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の大学院の課程(同法第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む)又はこれに相当する外国の	2 この条例において「留学」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の大学院の課程(同法第六十八条の二第四項第一号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む)又はこれに相当する外	2 この条例において「留学」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の大学院の課程(同法第六十八条の二第四項第一号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む)又はこれに相当する外